

2026年4月23日

各位

マネックスグループ株式会社  
代表執行役社長 CEO 清明 祐子  
(コード番号 8698 東証プライム)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年4月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月27日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

当社は、上場企業であると同時に資本市場の一翼を担う企業グループであるとの自覚から、株主総会を経営における最重要の対話の場であると位置付けてまいりました。そして、資本市場の民主化を進めるため、多くの株主の皆さまが参加しやすく、活発な質疑応答や意見交換ができる株主総会を実現したいと考えてまいりました。

具体的には、開催日を土曜日としたり、株主の皆さまがご発言する際の心理的なハードルを下げるためにお名前や株主番号の申告を不要としたり、採決の前に取締役候補者本人から所信表明を行ったりと、従前の日本企業の株主総会ではなされてこなかった様々な工夫をしてまいりました。

この度、こうした当社の考えをさらに進化させるべく、株主総会に関連する定款変更議案を2026年6月27日開催予定の第22回定時株主総会に付議することといたしました。

変更の理由につきましては、以下のとおりです。

#### (1) 場所の定めのない株主総会に関する変更

すべての株主がインターネット上で参加し、議決権を行使できる「バーチャルオンリー株主総会」を開催することが可能となります。当社はこれまでも、インターネットによる事前の議決権行使やライブ配信による視聴をご案内してきましたが、これらの方法をご利用の株主の皆さまは、株主総会の場で質問をすることができませんでした。バーチャルオンリー株主総会では、遠隔地の株主の皆さまにも公平に質問の機会を提供でき、すべての株主の皆さまが同じ条件のもとで議論に参加できるようになります。

#### (2) 議決権の基準日および開催時期の変更

定時株主総会の議決権の基準日を6月30日に変更し、開催時期を当該基準日から3ヵ月以内（毎年9月目途）とするものです。株主総会において活発な議論を行うためには、より多くの質の高い経営情報が必要であり、その一つが有価証券報告書です。しかしながら、その開示時期は実務的な制約から6月の株主総会直前となっており、株主の皆さまが有価証券報告書を分析するための時間を十分にはご提供できておりませんでした。定時株主総会の開催時期を毎年9月頃とすることで、有価証券報告書の内容をよくご検討いただいた上で、多角的な議論を行うことができるようになります。本変更は上記(1)の変更に係る議案が原案どおり承認されることを条件として付議いたします。

なお、剰余金の配当の基準日（期末配当：毎年3月31日、中間配当：毎年9月30日）については、今回の定款変更により変更するものではなく、従来から変更はございません。本変更は、議決権の基準日の変更であり、本変更に伴い、株主の皆様の配当受領の時期を変更することを予定するものではありません。

# MONEX GROUP

## (3) 招集権者および議長となる者の変更

株主総会の招集権者および議長を「代表執行役」に固定せず、取締役会がその時々のガバナンス構成や態勢に応じて、最も適任と判断する取締役を選定できるようにするものです。例えば、代表執行役を兼務しない取締役会議長（監督側）が総会の進行を担い、代表執行役（執行側）が業績や業務実績についてご説明するといった運営とすることで、監督と執行の役割が一層明確になり、より透明性の高いコーポレートガバナンスを実現することができます。

## 2. 変更の内容

変更の詳細は以下のとおりです。（下線は変更部分を示します。）

### (1) 場所の定めのない株主総会に関する変更

本議案による変更前の定款	変更案
(招集) 第 11 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 (新設)	(招集) 第 11 条 (条文省略)
	2 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

### (2) 議決権の基準日および開催時期の変更

本議案による変更前の定款	変更案
(基準日) 第 10 条 当社は、毎年 <u>3 月 31 日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、 <u>その事業年度の定時株主総会</u> において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第 10 条 当社は、毎年 <u>6 月 30 日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、 <u>定時株主総会</u> において権利を行使することができる株主とする。
2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることができる。	2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることができる。
(招集) 第 11 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。	(招集) 第 11 条 当社の定時株主総会は <u>第 10 条第 1 項に定める基準日から 3 カ月以内に</u> 招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。
2 (条文省略)	2 (条文省略)

### (3) 招集権者および議長となる者の変更

本議案による変更前の定款	変更案
(招集権者及び議長) 第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議に基づいて代表執行役を兼務する取締役</u> が招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>予め取締役会の定める</u> 取締役が招集し、議長となる。
2 <u>代表執行役を兼務する取締役に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>	2 <u>前項に定める取締役に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>

# MONEX GROUP

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月27日(予定)
定款変更の効力発生日	2026年6月27日(予定)

<ご参考> 第22回定時株主総会(2026年6月27日開催予定)

第22回定時株主総会の決議事項となる議案は、現時点では、以下を予定しています。

- 第1号議案 定款一部変更の件(1) 場所の定めのない株主総会に関する変更
- 第2号議案 定款一部変更の件(2) 議決権の基準日および開催時期の変更
- 第3号議案 定款一部変更の件(3) 招集権者および議長となる者の変更
- 第4号議案 取締役11名選任の件

第4号議案については、関連する以下の当社プレスリリースをご参照ください。

(当社ウェブサイトトップページ>ニュースリリース)

- ・「取締役候補者の決定に関するお知らせ」(2026年4月23日公表)

第22回株主総会の開催日時、開催場所その他詳細は、今後、当社ウェブサイトの以下のページに掲載する予定です。

当社ウェブサイトトップページ>株主・投資家情報>株式・格付情報>株主総会

[https://www.monexgroup.jp/jp/investor/stock/meeting\\_information.html](https://www.monexgroup.jp/jp/investor/stock/meeting_information.html)

以上

(報道関係者様のお問い合わせ先)

マネックスグループ株式会社 コーポレートコミュニケーション室 加藤 電話 03-4323-3983

(株主様・投資家様のお問い合わせ先)

マネックスグループ株式会社 経営管理部 IRグループ 稲田、小森、松浦 電話 03-4323-8698